

孤独・孤立によりそう相談支援に関する協定書

山形市と特定非営利活動法人フローレンス、株式会社PKSHA Technology 及び株式会社S a p e e t（以下これらを総称して「四者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、四者が相互に連携を図り、それぞれの保有する資源を有効に活用することにより、山形市における「孤独・孤立によりそう相談支援」に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 四者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、それぞれの業務に支障のない範囲で、相互に連携し、及び協力して実施する。

- (1) 孤独・孤立に関する情報の発信に関すること。
- (2) 効果的な相談支援に関すること。
- (3) A I、S N S等の活用に関すること。
- (4) 社会資源の活用に関すること。
- (5) 市民への広報に関すること。
- (6) その他孤独・孤立によりそう相談支援に資すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、四者は、当該事項の実施について協議を行うものとする。この場合において、具体的な実施内容については、四者が合意の上、決定する。

（情報保護）

第3条 四者は、この協定に基づく前条第1項各号に定める事項の実施に当たり、四者のいずれかから知り得た秘密情報（公知の情報を除く。）を第三者（当該秘密情報を提供した者以外の四者を含む。）に開示し、若しくは漏えいし、又はこの協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに四者のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 四者のいずれかがこの協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度四者協議の上、この協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、四者協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を4通作成し、四者それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年2月14日

山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長

佐藤孝弘

東京都千代田区神田神保町一丁目14番地1

KDX神保町ビル4階

特定非営利活動法人フローレンス

代表理事

赤坂 緑

東京都文京区本郷二丁目35番10号

本郷瀬川ビル

株式会社PKSHA Technology

代表取締役

上野山 脣也

東京都港区芝五丁目13番18号

いちご三田ビル8階

株式会社S a p e e t

代表取締役

篠山英治